平成２３年（フ）第７３号
北海道苫前郡羽幌町南三条１丁目10番地
破産者　株式会社おきな
1　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
2　一般調査期日　平成23年11月24日午後３時
平成23年９月15日　　旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１６９号
熊本県八代市建馬町２番51号
破産者　松本久美子（旧姓坂本）
1　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
2　一般調査期日　平成23年11月30日午後１時30分
平成23年９月15日　熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（フ）第１９７２号
札幌市北区あいの里３条９丁目11番１号
破産者　伊藤　文明
1　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
2　一般調査期日　平成23年12月15日午後４時30分
平成23年９月15日
札幌地方裁判所民事第４部

破産債権の特別調査期間

平成１９年（フ）第２８６号
宮崎県宮崎市霧島３丁目63番地
破産者　宮崎一期一会有限会社
特別調査期間　平成23年10月12日から平成23年10月19日まで
平成23年９月14日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１６年（フ）第１８号破産事件
平成１６年（モ）第２０号免責申立事件
高知県安芸市矢ノ丸３丁目１番23号
破産者　樋口　豊水
1　債権者集会の期日、破産者審尋の期日　平成23年11月９日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年９月13日
高知地方裁判所安芸支部破産係

債権者集会招集及び破産債権の一般調査期日

平成２３年（フ）第１２号
北海道北見市春光町２丁目152番地
破産者　田中　敏和
1　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月15日　釧路地方裁判所北見支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４９８号
大阪府高槻市安満東の町２番８号
破産者　小川　和香
免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
平成23年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第２５９号
東京都新宿区新宿６－２－14コーポテイセキＢ402太田耕市方、住民票上の住所埼玉県川越市大字南田島905番地３
破産者　石坂　和秀
免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
平成23年９月14日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０号
石川県白山市瀬戸丑114番地１
清算株式会社　白山レイクハイランド株式会社
代表清算人　北田　愼一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所
平成２３年（ヒ）第３号
大分県別府市北浜３丁目11番14号
清算株式会社　株式会社ティージェイ
代表清算人　牧野　哲朗
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０１号
茨城県笠間市湯崎1243番地
清算株式会社　鈴与商事株式会社
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所民事部
平成２３年（ヒ）第２０２９号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７号
清算株式会社　ニイウスメディカルシステム株式会社
代表清算人　今村　修二
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０３０号
東京都新宿区四谷３丁目12番３号
清算株式会社　株式会社タクサシステムズ
代表清算人　本多　俊也
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権
協定債権とは、株式会社タクサシステムズ（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定日までの原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいう。
各協定債権者が有する協定債権は、別表の「協定債権者」欄記載の各金額とする。
２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行なう。
３　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
４　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、協定債権者が本協定に基づく弁済予定日の３日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。
第２　権利の変更
１　弁済
協定債権者は、協定債権につき、本協定認可確定後１か月以内に、協定債権のうちの元本部分について、10万円以下の部分については100パーセント、10万円超の部分については5.5パーセントに相当する額の弁済を受ける。
２　免除
ア　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、一般債権の元本に基づいて開始決定日以降に生じた利息及び遅延損害金の全額について、債務の免除を受ける。
イ　清算株式会社は、前記弁済と同時に、一般債権額から既弁済額を控除した一般債権の元本、利息及び遅延損害金の残額について、債務の免除を受ける。

債権元本額部分	免除率	弁済率
10万円以下	0%	100%
10万円超の部分	94.5%	5.5%

３　追加弁済
前記弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の協定債権額から既弁済額を控除した残額を基準に案分比例して追加弁済する。この場合において、弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部